特別会員に関する規程

最終改正 令和6年5月8日

(目 的)

第1条 この規程は、回胴式遊技機商業協同組合定款第60条第2項に基づき特別会員に 関して必要な事項を定めることを目的とする。

(特別会員の資格)

- 第2条 特別会員は、次の各号のいずれかに適合する者で、本組合の趣旨に賛同し、本組 合の事業に協力する者とする。
 - (1) 日本電動式遊技機工業協同組合又は日本遊技機工業組合に加盟する回胴式遊技 機製造業者
 - (2) 前号の関連会社

(申込の手続き)

- 第3条 加入希望者は、次の加入申込書類を組合へ提出するものとする。ただし、理事会 が特に必要とする場合には、これら以外の書類の提出を求めることができる。
 - (1) 特別会員加入申込書・・・別記様式第1号
 - (2) 法人登記簿履歴謄本 (3ヶ月以内の原本)

(資格審査基準)

- 第4条 前条の必要書類が提出されたとき、理事会は次の基準により特別会員として適否 を決定するものとする。
 - (1) 第2条のいずれかに該当する者。
 - (2) 成年被後見人及び被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (3) 特別会員となることにより、著しく組合の信用を失墜するおそれのない者。
- 2 適否の決定は、前条の必要書類提出後、理事会において行うものとする。
- 3 理事会は、特別会員としての適否を決定したときは、直ちに申込者にその旨を通知するものとする。

(届出等)

- 第5条 特別会員は、次の各号に該当する書類を提出するものとする。
 - (1) 定款第18条第4項第1号に規定する法人名・代表者名(役員を含む。)及び 事業所等、別記様式第2号の特別会員変更届に示す項目に変更が生じたときは、 当該様式により7日以内に届け出るものとする。
 - (2) 本組合を通じて一般社団法人日本遊技関連事業協会に遊技機販売業者登録を行っている場合、従業員(遊技機取扱主任者)が退社又は異動したときは、別記様式第3号の特別会員従業者異動届により7日以内に届け出るものとする。
 - (3) 「組合員証等の取扱規程」による特別会員証の発行を受けた場合、発行を受けた た従業員が退社又は異動したときは、別記様式第3号の特別会員従業者異動届に より7日以内に届け出るものとする。
 - (4) その他、理事会が特に必要とする場合、上記以外の書類の提出を求めることができる。
- 2 特別会員の代表者・役員及び従業員が支部会等の組合催事出席時及び組合事務局への出入り時は、前もって「組合員証等の取扱規程」による特別会員証の発行を受け提示するものとする。

(特別会員の処遇)

第6条 特別会員は、次の各号の特典又は処遇を受けることができる。

- (1) 組合に対する提言
- (2) 理事会議事録の送付
- (3) 広報誌「回胴遊商」、及び「事・務・局・通・信」の配布
- (4) 定款第7条に掲げる組合事業(第4号及び第5号を除く)の運用
- (5) 広報誌への広告
- (6) 研修会・支部会等、催事への出席
- (7) その他で理事長が承認したこと

(会費等)

- 第7条 特別会員の加入金及び会費は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 加入金 10万円
 - (2) 会費 年6万円(月額5千円)
- 2 会計年度の途中から特別会員となった者は、加入月から年度末までの会費を前納するものとする。

(会費等の納入)

- 第8条 加入を承認された者は、前条の会費等を組合が指定する期日までに納入しなければならない。
- 2 会費等が払い込まれたときは、組合は「特別会員之証」を加入者に発行する。
- 3 特別会員は、毎年度初めである4月末までにその年度分の会費を納入しなければならない。
- 4 前項の会費納入のない者は、会員資格を喪失する。

(脱 退)

- 第9条 特別会員が脱退しようとするときは、別記様式第4号の特別会員脱退届を脱退しようとする日の30日前までに理事長に提出しなければならない。
- 2 特別会員が脱退するときは、加入金及び当該年度の既に納入されている会費の返納は 行わない。

(資格の喪失)

- 第10条 特別会員が第2条に定める特別会員の資格に該当しなくなった場合は、資格の 喪失となり、理事会に報告するとともに、別記様式第5号の特別会員資格喪失通知書に より当該者に通知するものとする。
- 2 特別会員が第4条第1項第2号及び第3号に定める資格審査基準、第5条に定める届出等、あるいは第8条に定める会費等の納入に違背することとなったときは、理事会は喪失の有無を決定する。
- 3 前項の理事会において、資格喪失の場合は別記様式第5号の特別会員資格喪失通知書 により当該者に通知するものとする。

附則

- 1 この規程は平成17年12月14日から施行する。
- 2 この規程は一部を改正して平成18年10月3日から施行する。
- 3 この規程は一部を改正して平成18年10月20日から施行する。
- 4 この規程は一部を改正して平成19年3月26日から施行する。
- 5 この規程は一部を改正して平成19年5月9日から施行する。ただし、第7条第1項 (2)については、平成19年度から適用する。
- 6 この規程は、平成20年6月17日に一部を改正して、平成20年7月10日から施 行する。
- 7 この規程は、平成21年4月14日に一部を改正して、平成21年7月7日から施行する。
- 8 この規程は、平成22年3月15日に一部を改正して、平成22年4月1日から施行

する。

- 9 この規程は、一部改正して平成28年2月16日から施行する。
- 10 この規程は、一部改正して平成31年4月16日から施行する。
- 11 この規程は、一部改正して令和5年4月19日から施行する。
- 12 この規程は、一部改正して令和5年5月2日から施行する。
- 13 この規程は、一部改正して令和6年5月8日から施行する。